

### 第 3 3 号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定に基づき提出します。

## 和解及び損害賠償の額の決定について

下記のとおり、決定する。

### 記

#### 1 和解の相手方

事業者

#### 2 和解条項

(1) 台東区は、障害者就労支援事業等の委託契約に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱いの誤りにより、相手方に発生した平成30年度分から令和4年度分までの消費税等の延滞税及び無申告加算税相当額について、支払義務があることを認め、金136万9,300円を相手方に支払う。

(2) 台東区と相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

#### 3 損害賠償の額

136万9,300円